

## 令和6年5月更新

◇ 結婚したときの区役所での主な手続のご案内です。◇ 各手続の詳細については、担当窓口にお問い合わせください。 神奈川区役所 手続に必要なもの 担当窓口 手続が必要な場合

婚姻届を提出する	婚姻届	<ul><li>□婚姻届(成年の証人2人の署名があるもの)</li><li>※押印は任意</li><li>□結婚する双方の印鑑 ※押印は任意</li><li>(旧姓の印鑑=朱肉を使用する印)</li><li>□本人確認資料*1</li></ul>	別館 1 階 107 番 戸籍課 戸籍担当 411-7031
結婚に伴って住所を移動する場合は、「引っ越しの手続」をご覧ください。			別館1階103番
同居しているが別世帯にして いた住民票を 1 つの世帯にす る	住民異動届(世帯合併)	□ <b>届出人の本人確認資料<sup>※1</sup></b> ▽代理人(本人、同一世帯の方以外)が手続する場合は「委任状」もお持ちください。	戸籍課 登録担当 411-7034
結婚により氏名変更した場合	手続	手続に必要なもの	担当窓口
氏名変更前の旧姓で印鑑登録をしている(姓ではなく名だけの			別館 1 階 103 番
マイナンバー (個人番号) カー ドまたは住民基本台帳カード を持っている	マイナンバーカードまたは住民 基本台帳カードの記載事項変更		戸籍課 登録担当 411-7034
電子証明書の発行を受けている	<b>これまでの電子証明書は失効します。</b> 改めて電子証明書の発行申請をする場合はお問い合わせください。		
国民年金に加入している (1号被保険者)	年金の氏名変更手続	原則届出は不要です。	別館 1 階 153 番 保険年金課 国民年金係 411-7121
※結婚により第3号被保険者となる	5方は配偶者の勤務先で手続を行います。		<b>始日左人主教</b> 式
国民年金を受給している	年金事務所に届け出てください。(年金受給権者氏名変更届)		鶴見年金事務所 521-2641
右欄の被保険者証、手帳、受給 者証等を持っている場合には、 氏名変更届等がそれぞれ必要 です。	横浜市国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証 □届出人の本人確認資料*1 ▽代理人(本人、同一世帯の方以外)が手続する場合は「委任状」もお持ちください。		別館 1 階 151 番 保険年金課 保険係 411-7124
	後期高齡者医療被保険者証、重度障害者医療証		別館 1 階 152 番 保険年金課 給付担当 411-7126
	【18歳以上の方】身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、 障害福祉サービス受給者証 自立支援医療受給者証(更生医療) 特定医療費(指定難病)医療受給者証は 411-7097		別館 3 階 301 番 高齢・障害支援課 411-7114
	【18 歳未満の方】 身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、障害福祉サービス受給者証		別館 3 階 305 番 こども家庭支援課 411-7113
	精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院医療)		別館 3 階 302 番 高齢・障害支援課 411-7115
	自立支援医療受給者証(育成医療)、小児特定疾患医療給付支給決定通知書		別館 3 階 304 番 こども家庭支援課 411-7112
医師、看護師、薬剤師、調理師 等の免許証を持っている	籍訂正·免許証書換交付申請、 名簿訂正申請	お問い合わせください。	本館 2 階 204 番 生活衛生課 食品衛生係 411-7141
犬を飼っている	飼い犬の登録事項変更届	必要な持ち物はございません。 窓口で手続をしてください。	本館 2 階 205 番 生活衛生課 環境衛生係 411-7143
125cc 以下のバイクを持ってい る	原動機付自転車登録変更(氏名 変更)の届出	□標識交付証明書 □届出人の確認資料(運転免許証など)	本館 3 階 324 番 税務課 411-7049

※1 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(写真付)。その他については、お問い合わせください。

結婚により扶養関係に変更がある場合	手続	手続に必要なもの	担当窓口
国民年金加入者の方が厚生年金加入者の配偶者の被扶養家族になる	配偶者が勤務している会社等 で手続を行います。	詳細は会社等の担当部署にお問い合わせください。	別館 1 階 153 番 保険年金課 国民年金係 411-7121
横浜市国民健康保険に加入している方が配偶者の健康保険の被扶養 家族になる	国民健康保険資格喪失届	□新しい健康保険証 □国民健康保険被保険者証 □届出人の本人確認資料 <sup>※3</sup>	別館 1 階 151 番 保険年金課 保険係 411-7124

お子さんがいる方が結婚した場合	手続	手続に必要なもの	担当窓口
婚姻届を出しただけではお子さんの戸籍は変わりません。お子さんの戸籍の変更については、担当窓口にお 尋ねください。		別館 1 階 107 番 戸籍課 戸籍担当 411-7031	
小児医療費助成を受けている 子の保護者を変更する。	小児医療保護者変更届 加入保険変更届	□小児医療証 □対象児童の健康保険証	
	医療証の返却	□横浜市(親)福祉医療証	別館1階152番
横浜市(親 福祉医療証を持っている (結婚により、ひとり親家庭等 医療費助成の受給資格を喪失 します。)	中学3年生までの児童がいる 場合には、 <b>小児医療費助成制</b> <b>度への切替手続</b>	□対象児童の健康保険証	保険年金課 給付担当 411-7126
児童手当を受給する保護者を 変更する	新たに受給者になる方による 請求手続	□請求者名義の銀行預金通帳 □個人番号確認書類 □本人確認資料 <sup>※3</sup> その他の書類が必要になる場合があります。	別館 3 階 304 番 こども家庭支援課 411-7112
児童扶養手当を受けている (結婚により受給資格がなくなり ます。)	特別乗車券の返却	□特別乗車券	別館 3 階 304 番 こども家庭支援課 411-7112
	受給資格喪失届	□児童扶養手当証書 □戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) <sup>※2</sup>	別館 3 階 305 番 こども家庭支援課 411-7113
特別児童扶養手当を受給する保 護者を変更する	受給者を変更する場合は、新たに受給者となる方による請求手続が必要です。(所得制限があります。)	□ <b>戸籍全部(個人) 事項証明書(戸籍謄抄本)<sup>※2</sup></b> □ <b>請求者名義の銀行預金通帳</b> (郵便局または銀行)	別館 3 階 305 番 こども家庭支援課 411-7113
保育所等お手続き	お問い合わせください	詳細はお問い合わせください。	別館 3 階 303 番 こども家庭支援課 411-7157

- ※2 写し及び証明書は無料交付が受けられます。各証明書発行窓口へお申し出ください。 被爆者健康手帳等・被爆者援護費支給決定通知書・被爆者のこども健康診断受診者証を持っている方は、直接、本館3階308番健 康づくり係(411-7138)にお問い合わせください。 ※3 運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・住民基本台帳カード(写真付)。その他についてはお問い合わせください。

## ☆ 区役所以外の主な手続 ☆

◎ 国民年金・国民健康保険以外の社会保険関係(氏名・住所変更、扶養認定手続等)については、勤務先や年金事務所または全国 健康保険協会の各都道府県支部にお問い合わせください。

## ◎ 氏名変更・住所変更した場合

項目	主な問い合わせ先
公共料金(電気・ガス・	各事業者の営業所など
水道等)	
電話(NTT、市外電話サ	最寄りの電話局、市外電話サービス業者
ービス)	
NHK 受信契約	0570-077-077(ナビダイヤル)
クレジットカード	クレジット会社
生命保険	各生命保険会社
簡易保険	東京簡易保険事務センター
不動産	地方法務局(神奈川区は神奈川出張所)

預入金融機関
会社、信託銀行、証券会社等
パスポートセンター(045-222-0022)
最寄りの警察署(神奈川区は神奈川警察署 441-0110)
陸運支局事務所(普通自動車、125cc 超二 輪車)、軽自動車協会(軽自動車)、自動車保 険は保険会社

手続の際に、住民票の写し、戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)などが必要になる場合があります。 提出先に「誰」の「どんな証明」が必要かを確認の上、証明書を請求されるようにお願いします。